

地方公共団体の基本構造について (たたき台)

平成 22 年 7 月 30 日

目次

地方公共団体の基本構造について（案）	1
現行の二元代表制.....	2
純粹分離型モデル.....	3
「自治体経営会議」モデル.....	4
多人数議会と副議決機関モデル.....	5
特別職の兼職許容モデル.....	6
議員内閣モデル.....	7

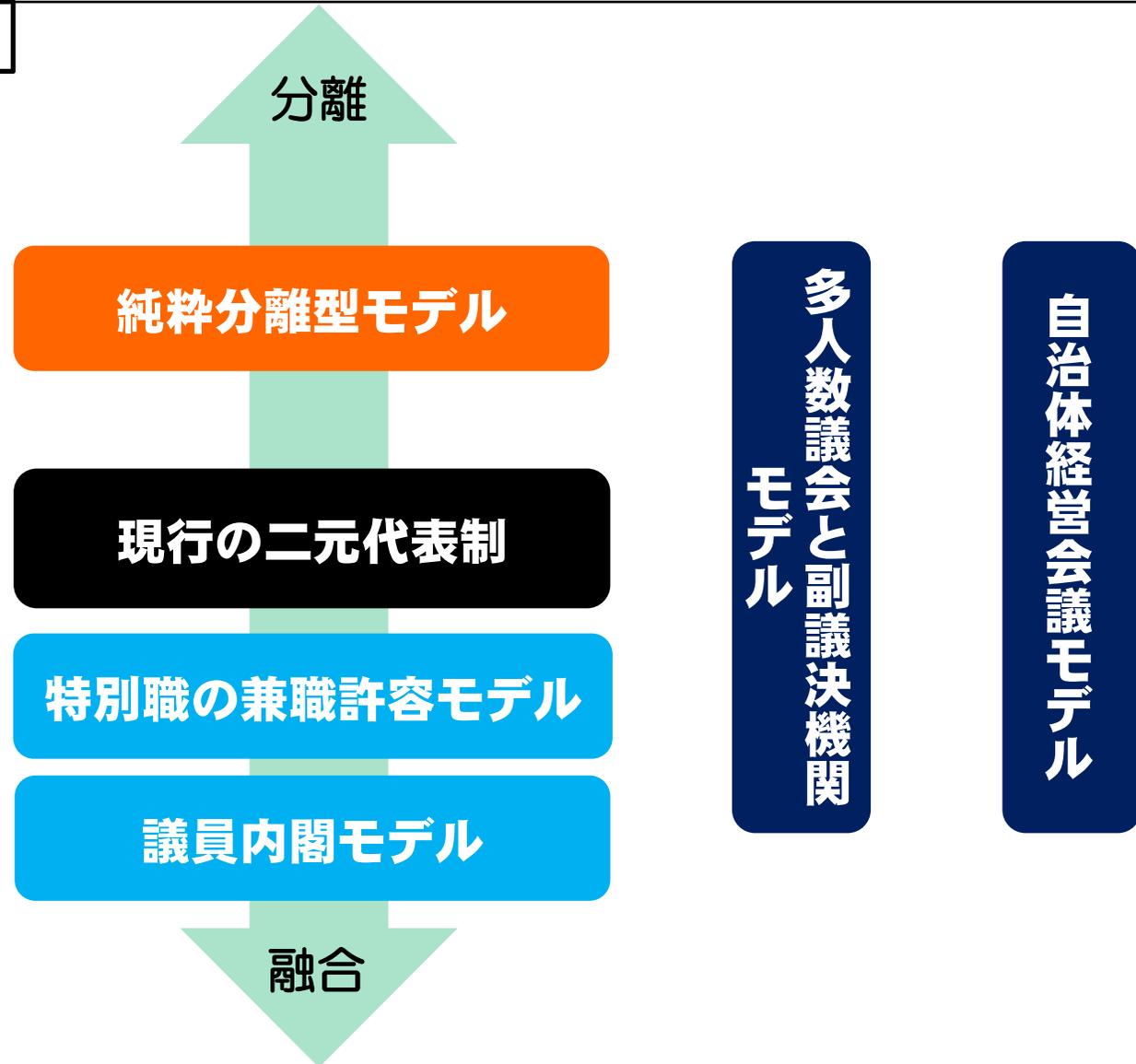
（参考資料）

【参考】議会の権限と長その他の執行機関等との関係.....	8
市制・町村制制定時（明治21年）の制度.....	9
市参事会の位置づけの変化.....	10
諸外国における二元代表制の制度.....	11

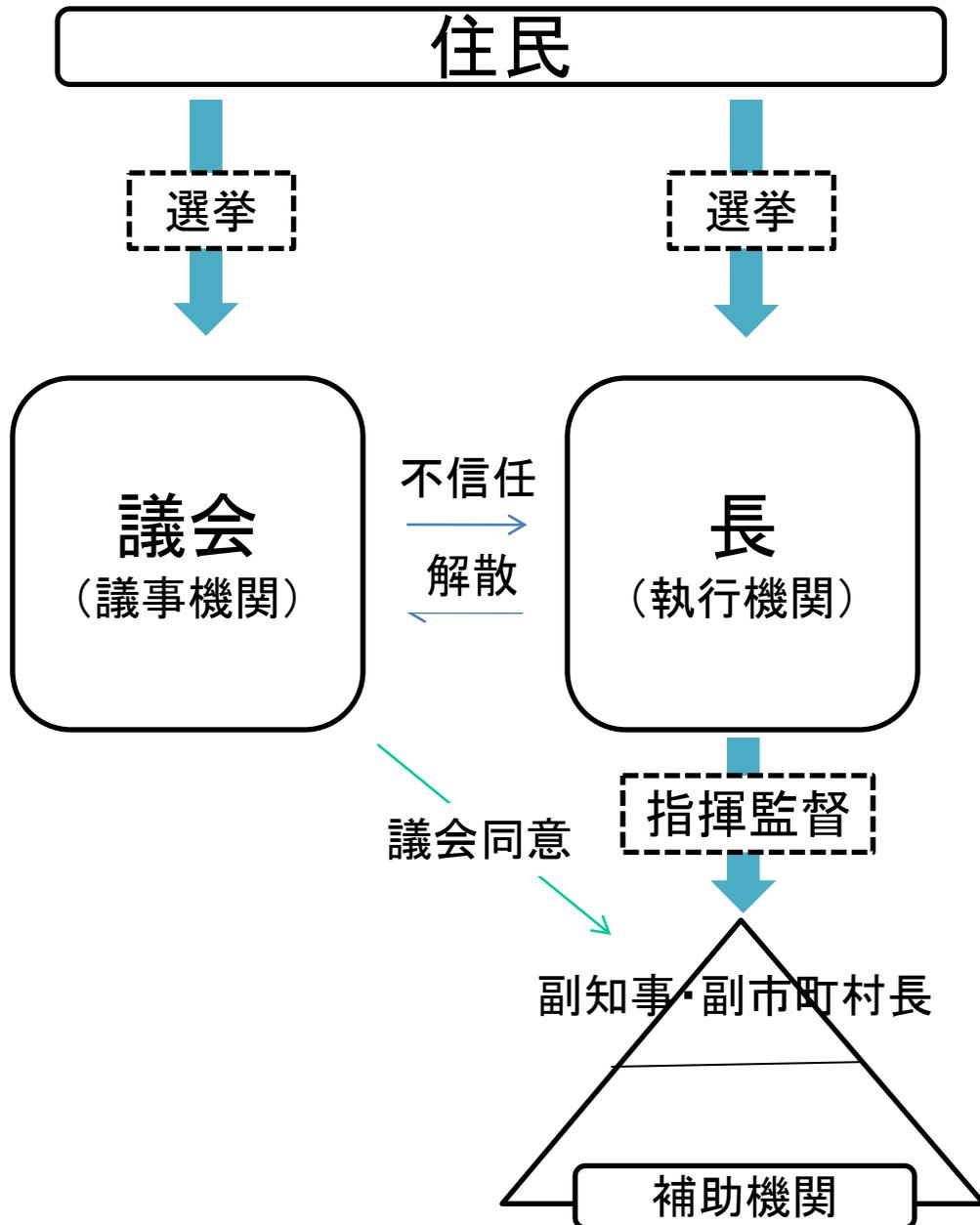
地方公共団体の基本構造について（案）

現行の二元代表制を基本とし、地方公共団体の判断でこれとは異なる基本構造を選択できることとする。

モデルと融合・分離の方向性



現行の二元代表制

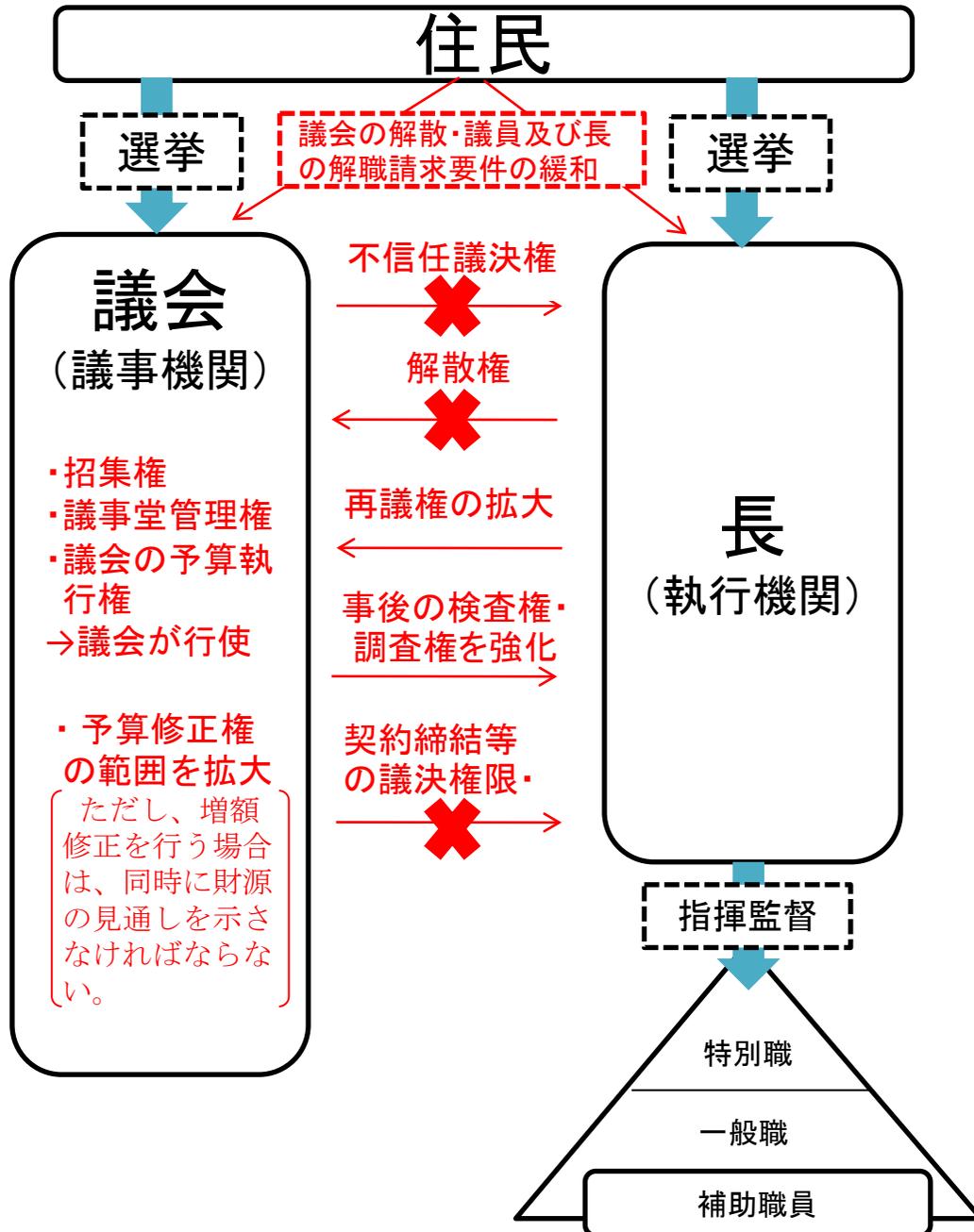


【モデルの概要】

- 議事機関として、議会を設置する（憲法93条1項）。
 - 長及び議会の議員は、住民が、直接これを選挙する（憲法93条2項）。
 - 長は独任制の執行機関として、
 - ・ 団体を統轄し、これを代表する（法147条）。
 - ・ 団体の事務を管理し及びこれを執行する（法148条）。
 - 長は議会の同意を得て、副知事・副市町村長を選任する（法162条）。
- ※ 条例で定数を自由に定めることができる（法161条2項）。
- ※ 内部的補佐にとどまらず、長の命を受け、長に次ぐ立場から関係部局を指揮監督し、必要な政策判断を行う。

純粹分離型モデル

(議会と長を分離する純粹な二元代表制とするもの)



【モデルの概要】

- 不信任議決制度・解散制度は廃止する。
(議会の解散・議員及び長の解職請求要件を緩和する。)
- 長の再議権を拡大する。
- 執行権限の行使に対する事後の関与として、検査権・調査権を強化する。
- 議会の招集権、議事堂の管理権、議会の予算執行権は議会が行使する。
- 議会の予算修正権の範囲を拡大する。ただし、増額修正を行う場合は、同時に財源の見通しを示さなければならないこととする。
- 議会の議決事件については、契約の締結、財産の取得・処分、訴えの提起、人事同意等、執行機関の執行の前提として要するものとされるものを議決事件の対象外とする。
- 条例制定範囲の拡大として、現行の規則事項を条例事項とし、条例の委任を受けて規則を定めることとする。

【メリット・デメリット】

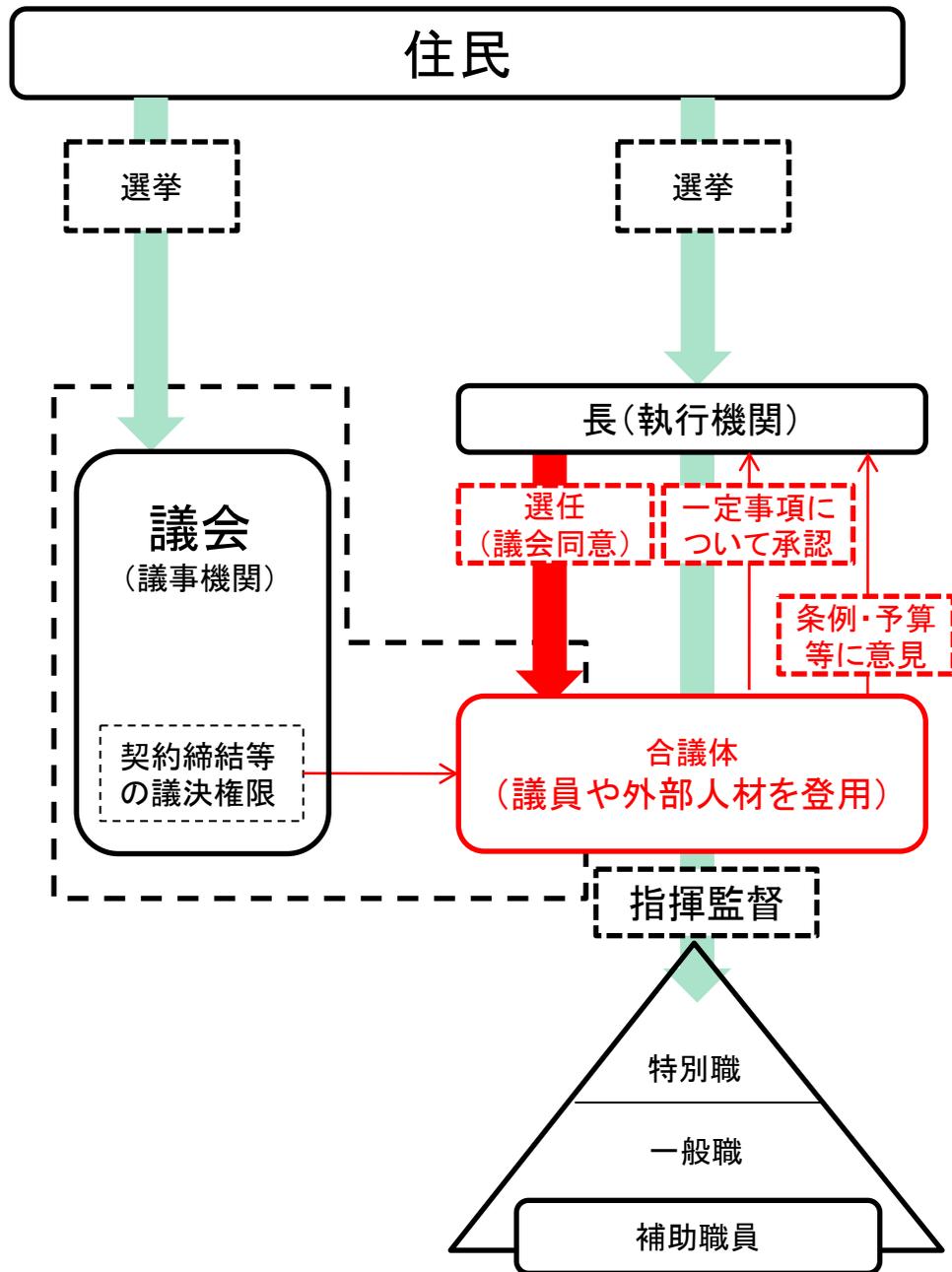
- 議会と長それぞれの役割・責任が明確化する。
- 長の日常的な執行権限の行使が迅速化する。
- 議会と長が対立する場合の解決手段が不十分ではないか。

【主な論点】

- 対立の解消方策として住民投票を導入する方法もあるのではないか。
- 検査権・調査権の強化として、具体的にどのようなことが想定されるか。
- 分離型を徹底すれば、条例制定権(法令による委任条例は除く)、予算編成権を議会に専属させることも考えられるが自治体レベルで適切か。

「自治体経営会議」モデル

(議員その他外部人材からなる合議体を設けるもの)



【モデルの概要】

- 新たに合議体（（仮称）自治体経営会議）を設け、構成員は、長が議会の同意を得て議員及び外部人材のうちからこれを選任する。
- 合議体は条例・予算等の重要政策の議案に意見を述べる。
- 契約の締結、財産の取得・処分、訴えの提起等について議会の議決事件から外した上で、合議体の承認を要することとする。

【メリット・デメリット】

- 議員及び外部人材から構成員を登用し、その知見を結集することにより、政策の充実が期待できる。
- 議員の一部を執行に参画させることにより、ひいては議会の自治体運営に対する参画の度合いが高まる。
- 長の適正な権限行使が期待できる。
- 議員を執行に参画させることにより、議会の長に対する監視機能が弱まるおそれがある。
- 長のリーダーシップが発揮しにくくなるおそれがある。

【主な論点】

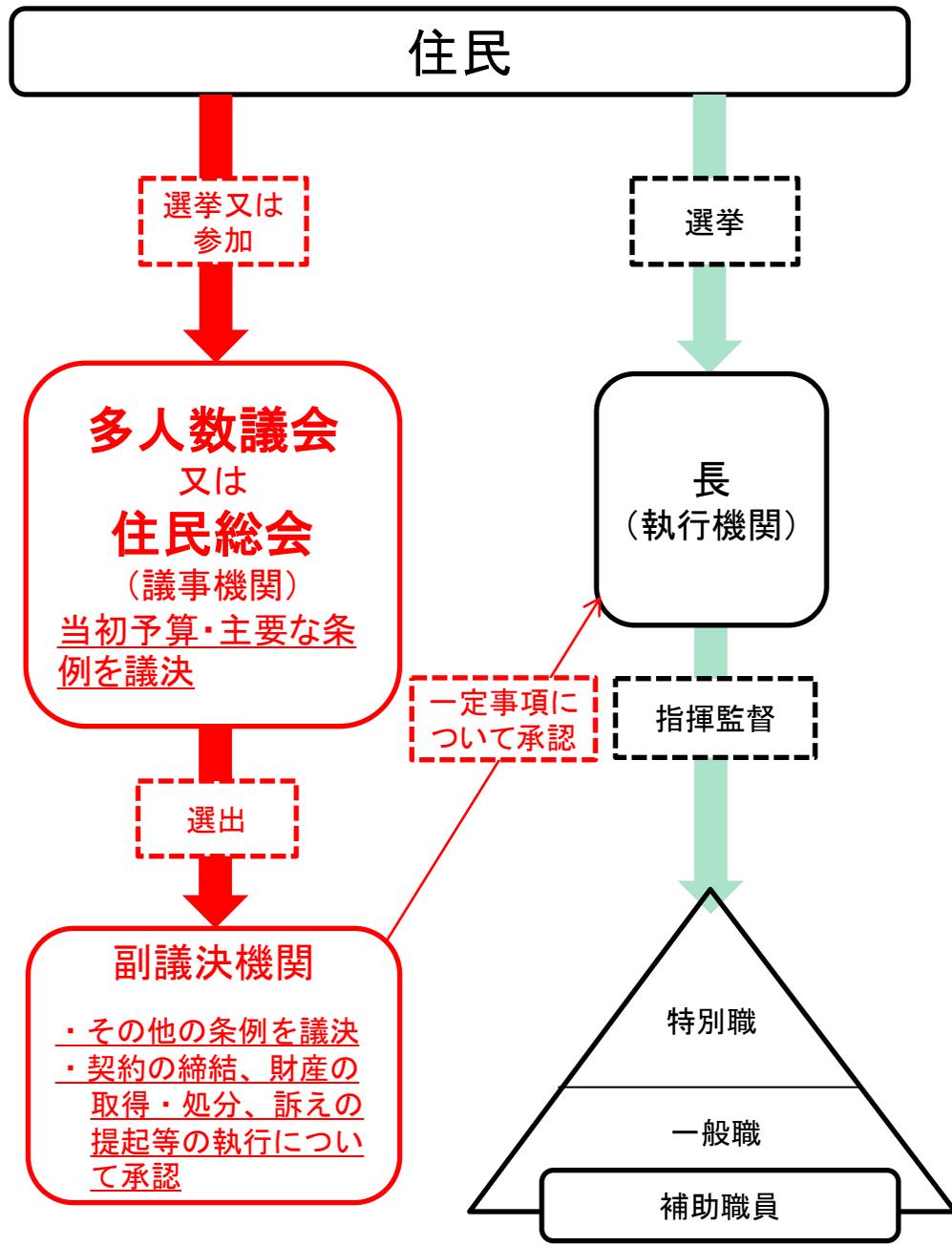
- 議員を執行に参画させることをどう考えるか。
- 合議体がこれまでの議会の権限の一部を行使することになるため、長の選任ではなく、議会の選挙とすべきではないか。
- 自治体の規模の大小はモデルとの親和性に関係ないか。
- 議会同意の場合、外部人材に上記の権限を付与して良いか。

【議会のあり方との関係】

- 合議体に参画する議員と議会に残る議員に、役割の差が生じることをどう考えるか。

多人数議会と副議決機関モデル

(多人数議会又は住民総会と副議決機関が併存するもの)



【モデルの概要】

- 議事機関として多人数議会又は住民総会を設ける。
- 多人数議会又は住民総会において選出された構成員からなる副議決機関を設ける。
- 現行の第96条の議決事件を議決事件と承認事件に分け、多人数議会又は住民総会は主要な条例・予算等(議決事件)を議決し、副議決機関は、その他の条例(議決事件)を議決することに加えて、契約の締結、財産の取得・処分、訴えの提起等(承認事件)の長の執行について承認する。
- このほか副議決機関に長の提出する重要な議案について意見を述べる権限を付与することも考えられるのではないか。

【メリット・デメリット】

- 住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組み、地方自治に対する住民の関心が高まる。
- 多人数議会又は住民総会が議事機関として機能し、長との間で適切な緊張関係を構築することができるか。

【主な論点】

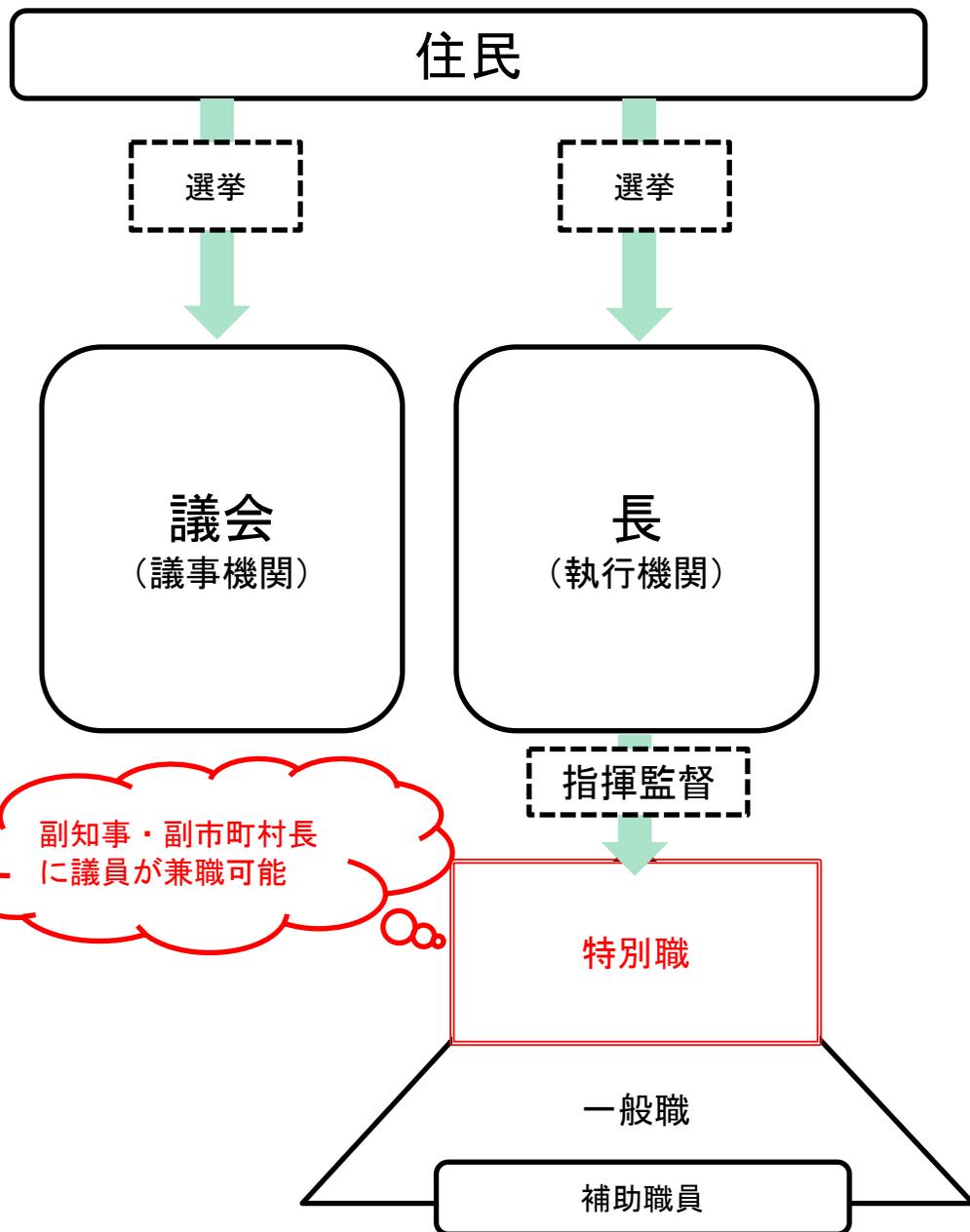
- 副議決機関の構成員は多人数議会又は住民総会において選出されることからすれば、法律によって多人数議会又は住民総会の権限を副議決機関に委任すると構成することも考えられるか。
- 住民総会については、人口が多いと住民総会を開催することが困難であるため、小規模な市町村に馴染むか。又は、現在、町村総会を利用している団体がなく、現実的ではないのではないか。

【議会のあり方との関係】

- 多人数議会の場合、副議決機関の構成員と多人数議会に残る議員に、役割の差が生じることをどう考えるか。
- 住民総会の場合、副議決機関の構成員は議員ではないため、その身分や報酬のあり方をどう考えるか。

特別職の兼職許容モデル

(議員から副知事・副市町村長を選任するもの。)



【モデルの概要】

- 副知事及び副市町村長は、長が、議会の同意を得て、議員のうちから選任することができることとする。

〔参考〕18年改正において、新しい副知事・副市町村長制度が整備された。

- ・ 条例で定数を自由に定めることとした。
- ・ 単に内部的な長の補佐にとどまらず、より積極的に、長の命を受け、政策及び企画について、いわゆるラインとして長に次ぐ立場から関係部局を指揮監督し、必要な政策判断を行うことを明確化した。
- ・ 長の権限に属する事務の一部について、委任を受けてその事務を執行することとした。

【メリット・デメリット】

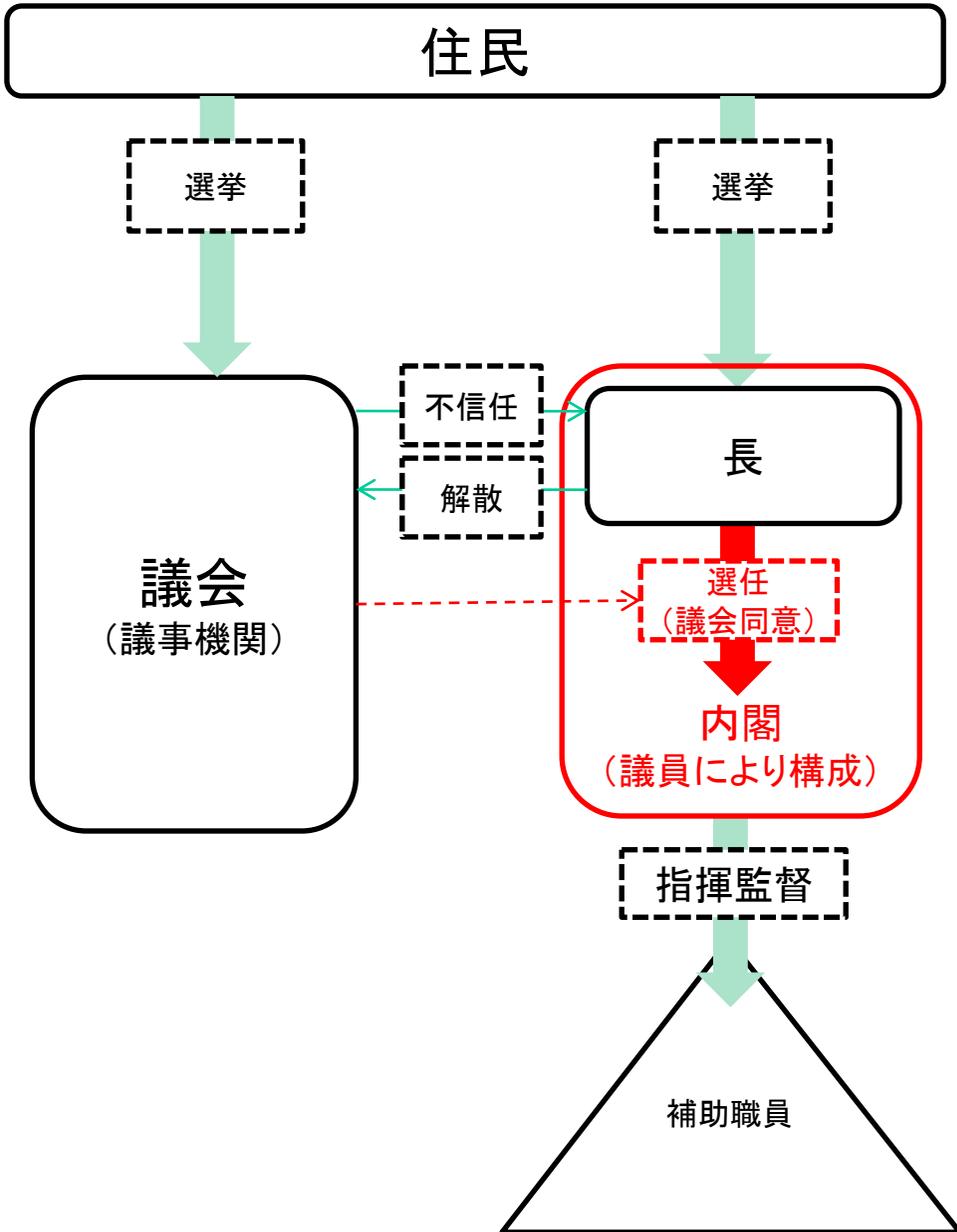
- 議員の一部が執行に参画することになり、ひいては議会の自治体運営に対する参画の度合いが高まる。
- 相互牽制機能の低下につながるおそれがある。

【主な論点】

- 議員を執行に参画させることをどう考えるか。
- 議員の身分を維持したまま、執行機関で長の指揮命令下に入る場合、議会の構成員としての権限、地位との関係で、抵触が生じるのではないか。
- 小規模な団体においては、議員から人材を確保することで、スムーズな自治体経営に資することとなるか。

議員内閣モデル

(イギリスの「公選首長と内閣制度」が参考)



【モデルの概要】

- 合議制の執行機関である内閣を設ける。
- 長は、議員のうちから、議会の同意を得て、数名の内閣構成員を選任する。
- 長は内閣の一員であり、内閣の議長となり、地方公共団体を代表する。
- 内閣の権限は法律により定める。(例：予算案や条例案等の重要な議案について事前に審議決定する。)
- 内閣は、長の指揮の下、政策を決定・実施する。
- 内閣構成員となった議員は、委員会及び本会議の議決権を有するが、審議においては理事者側として、質問権を有しない。

【メリット・デメリット】

- 執行権限の行使の責任は、長とともに議員の一部にあることになり、ひいては議会による執行機関の監視機能、また、団体意思の決定機関としての機能も高まる。
- 長のみ権限強化や相互牽制機能の低下につながるおそれがある。

【主な論点】

- 議員を執行に参画させることをどう考えるか。
 - ・ 憲法上許容されるか。
 - ・ 内閣構成員となった議員の取り扱い等をどうするか。
- 内閣の構成員と長の指揮監督権をどう考えるか。
- 内閣の意思決定の方法をどうするか。
- 合議体の内閣が置かれることから、大規模な自治体に馴染むか。あるいは人材の確保等の観点から、小規模な自治体に馴染むか。
- 法定受託事務をはじめ法令に基づく事務の適切な執行が確保できるか。
- 長の選任ではなく議会の互選による方が議会が執行権限の行使により責任を負うことになるのではないか。

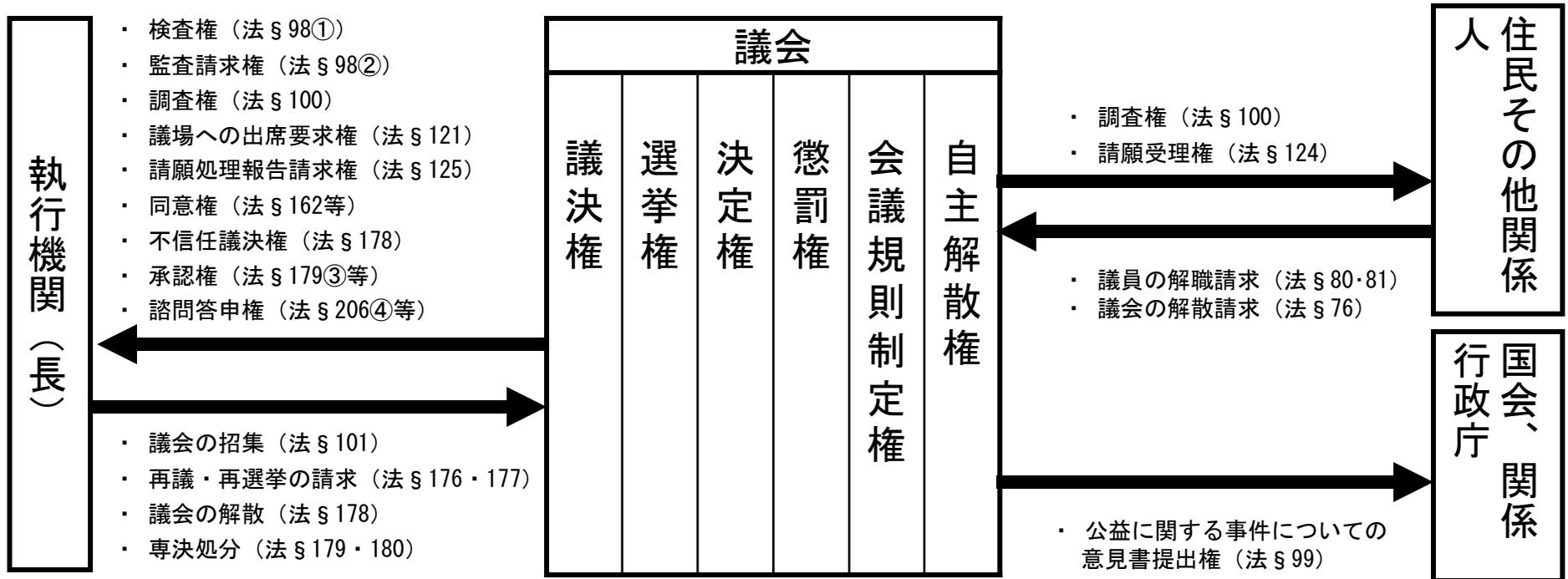
【議会のあり方との関係】

- 内閣の構成員とならず議会に残る議員が少なくなりすぎると、監視機能が低下するおそれがある。
- 内閣に参画する議員と議会に残る議員に報酬等で差を設けるか。
- 議会の機能が政策形成機能よりも監視機能に重点が置かれるのではないか。

(参考資料)

【参考】議会の権限と長その他の執行機関等との関係

※ 現行制度は、議会と長とが、それぞれ独立の立場において相互にけん制し、その均衡と調和により、地方自治の公正、適切かつ円滑な運営を実現しようとするもの。



市制・町村制制定時（明治21年）の制度

公 民

選挙

市会 (無給)

【任期】6年(3年ごと半数改選)

【権限】次の事項を議決：
①条例・規則制定改廃 ②市費をもって支弁すべき事務 ③予算議決 ④決算認定 ⑤使用料等の賦課徴収の方法を定めること ⑥市有不動産の売買等 ⑦基本財産の処分 ⑧新たに義務の負担をし、権利の棄却をなすこと ⑨市有財産及び建造物の管理方法を定めること ⑩市吏員の身元保証金徴収及びその金額決定 ⑪市に係る訴訟及び和解に関すること

【兼職禁止】所属府県の官吏、有給の市吏員、検察官、警察官吏、神官僧侶その他諸宗教師、小学校教師

市会が推薦する3名の候補者のうちから内務大臣が天皇の裁可を得て任命

市会が選挙で選出、府県知事の認可

市会が選挙で選出

市参事会が推薦する者のうちから市会が選出、府県知事の認可

市 制

市参事会

【権限】①市会の議事準備、議決執行、違法議決等の執行停止、再議等 ②市の設置に係る建造物の管理 ③歳入管理、支出命令、会計出納監視 ④市の権利保護、市有財産管理 ⑤吏員等の指揮監督 ⑥証書公文書類保管 ⑦市を代表 ⑧使用料等の賦課徴収 ⑨市参事会に委任された事務の処理 等

【任期】6年 **市長** (有給)

【権限】①市参事会の議決を受けて執行 ②市参事会の招集・市参事会の議長の職 ③市参事会の事務の専決処分
【兼職禁止】所属府県の官吏、有給の市吏員、検察官、警察官吏、神官僧侶その他諸宗教師、小学校教師

助 役 (有給)

【任期】6年
【権限】市長の職務を補助・故障時の代理、市行政事務の一部を分掌
【兼職禁止】所属府県の官吏、有給の市吏員、検察官、警察官吏、神官僧侶その他諸宗教師、小学校教師

名誉職参事会員 (無給)

【任期】4年(2年ごと半数改選)
【権限】市長の職務を補助・故障時の代理、市行政事務の一部を分掌
【兼職禁止】所属府県の官吏、有給の市吏員、検察官、警察官吏、神官僧侶その他諸宗教師、小学校教師

【任期】6年 **収入役** (有給)

【権限】収入受領、費用支払その他会計事務
【兼職禁止】市参事会員、所属府県の官吏、有給の市吏員、検察官、警察官吏、神官僧侶その他諸宗教師、小学校教師

公 民

選挙

町村会 (無給)

【任期】6年(3年ごと半数改選)

【権限】次の事項を議決：

①条例・規則制定改廃 ②町村費をもって支弁すべき事務 ③予算議決 ④決算認定 ⑤使用料等の賦課徴収の方法を定めること ⑥町村有不動産の売買等 ⑦基本財産の処分 ⑧新たに義務の負担をし、権利の棄却をなすこと ⑨町村有財産及び建造物の管理方法を定めること ⑩町村吏員の身元保証金徴収及びその金額決定 ⑪町村に係る訴訟及び和解に関すること

【兼職禁止】所属府県の官吏、有給の町村吏員、検察官、警察官吏、神官僧侶その他諸宗教師、小学校教師

町村会が選挙で選出、府県知事の認可

町村会が選挙で選出、府県知事の認可

町村長が推薦する者のうちから町村会が選出、郡長の認可

町 村 制

町村長 (原則無給)

【任期】4年

【権限】①町村会の議事準備、議決執行、違法議決等の執行停止、再議等 ②町村の設置に係る建造物の管理 ③歳入管理、支出命令、会計出納監視 ④町村の権利保護、町村有財産管理 ⑤吏員等の指揮監督 ⑥証書公文書類保管 ⑦町村を代表 ⑧使用料等の賦課徴収 ⑨町村長に委任された事務の処理 等

【兼職禁止】所属府県の官吏、有給の町村吏員、検察官、警察官吏、神官僧侶その他諸宗教師、小学校教師

助 役 (原則無給)

【任期】4年

【権限】町村長の事務を補助・故障時の代理、町村行政事務の一部を分掌

【兼職禁止】所属府県の官吏、有給の町村吏員、検察官、警察官吏、神官僧侶その他諸宗教師、小学校教師

収入役 (有給)

【任期】4年

【権限】収入受領、費用支払その他会計事務

【兼職禁止】町村長、助役、所属府県の官吏、有給の町村吏員、検察官、警察官吏、神官僧侶その他諸宗教師、小学校教師

市参事会の位置づけの変化

◆市制町村制（明治21年法律第1号）

市参事会は執行機関

- 第64条 市参事会は其市を統括し其行政事務を担当す
市参事会の担任する事務の概目左の如し
- 一 市会の議事を準備し及其議決を執行する事若し市会の議決其権限を越え法律命令に背き又は公衆の利益を害すと認むるときは市参事会は自己の意見に由り又は監督官庁の指揮に由り理由を示して議決の執行を停止し之を再議せしめ猶其議決を更めるときは府県参事会の裁決を請ふ可し其権限を越え又は法律勅令に背くに依て議決の執行を停止したる場合に於て府県参事会の裁決に不服ある者は行政裁判所に出訴することを得
 - 二 市の設置に係る営造物を管理する事若し特に之か管理者あるときは其事務を監督する事
 - 三 市の歳入を管理し歳入出予算表其他市会の議決に依て定まりたる収入支出を命令し会計及出納を監視する事
 - 四 市の権利を保護し市有財産を管理する事
 - 五 市吏員及使丁を監督し市長を除くの外其他に対し懲戒処分を行ふ事其懲戒処分は譴責及十円以下の過怠金とす
 - 六 市の諸証書及公文書類を保管する事
 - 七 外部に対して市を代表し市の名義を以て其訴訟並和解に関し又は他庁若くは人民と商議する事
 - 八 法律勅令に依り又は市会の議決に従て使用料、手数料、市税及夫役現品を賦課徴収する事
 - 九 其他法律命令又は上司の指令に依て市参事会に委任したる事務を処理する事

- 第67条 市長は市政一切の事務を指揮監督し処務の滞りなきことを務む可し
(略)

◆市制（明治44年法律第68号）

市参事会は議決機関

- 第67条 市参事会の職務権限左の如し
- 一 市会の権限に属する事件にして其の委任を受けたるものを議決する事
 - 二 市長より市会に提出する議案に付市長に対し意見を述べる事
 - 三 其他法令に依り市参事会の権限に属する事件

※ 執行機関は市長

(参考)

- 第87条 市長は市を統括し市を代表す
市長の担任する事務の概目左の如し
- 一 市会及市参事会の議決を経へき事件に付其の議案を發し及其の議決を執行する事
 - 二 財産及営造物を管理する事但し特に之か管理者を置きたるときは其の事務を監督する事
 - 三 収入支出を命令し及会計を管理する事
 - 四 証書及公文書類を保管する事
 - 五 法令又は市会の議決に依り使用料、手数料、加入金、市税又は夫役現品を賦課徴収する事
 - 六 其他法令に依り市長の職権に属する事項

改正の主な理由

旧市制による市参事会は執行機関であり、外部に対して市を代表するものであったが、この制度によると責任の帰属が明白でなく、事務の敏活を欠くことから、執行機関を、従来市参事会の議長であった市長をもってこれにあてることと改め、それと同時に市参事会は市会とともに議決機関とした。

諸外国における二元代表制の制度

① イギリスの「公選首長と内閣制度」

住民

選挙

選挙

議会

- ・重要事項に関する決定
- ・自治体運営の枠組み決定
- ・予算・政策枠組みの承認
- ・事務総長と幹部職員の任命
- ・内閣閣僚は、議員から任命

政策評価委員会

- ・政策決定及び執行の評価
- ・政策発展
- ・有権者代表としての地域との連携・調整

直接公選首長

- ・地域のリーダーシップ
- ・政策枠組みの提案
- ・予算提案
- ・政策枠組みの範囲内で執行に係る意思・戦略決定

内閣

- ・首長により任命
- ・首長の政策要領に基づく政策実施
- ・閣議又は各閣僚による執行に係る決定

(事務局)

事務総長及び幹部職員

- ・首長、内閣及び政策評価委員会に対する必要な助言と支援
- ・各部局における政策実施、確実なサービス供給

【選挙制度】 二元代表制

- ・首長は住民の選挙により直接選ばれる(任期4年)。

【各機関の関係】 議院内閣制と大統領制の折衷

- ・首長は、議員のうちから内閣構成員を任命する。
- ・首長は、予算・政策枠組みを提案し、議会は、これを承認する。
- ・内閣は、予算・政策枠組みに従い、首長の政策要領及び指揮の下、日々の政策を決定・実施する。
- ・内閣構成員以外の議員は、政策評価委員会の構成メンバーとなり、内閣の政策決定や執行状況を評価・監視する。

【内閣の構成等】 首長を中心に議員により構成

- ・首長は、内閣の議長となる。
- ・首長は、2名から9名の議員を構成員として任命する。
- ・首長は、内閣及び構成員の権限を設定する。事務局に権限移譲もできる

【議会による行政部局の統制】 幹部人事権を通じた統制

- ・議会に事務局の事務総長・幹部の人事権がある。

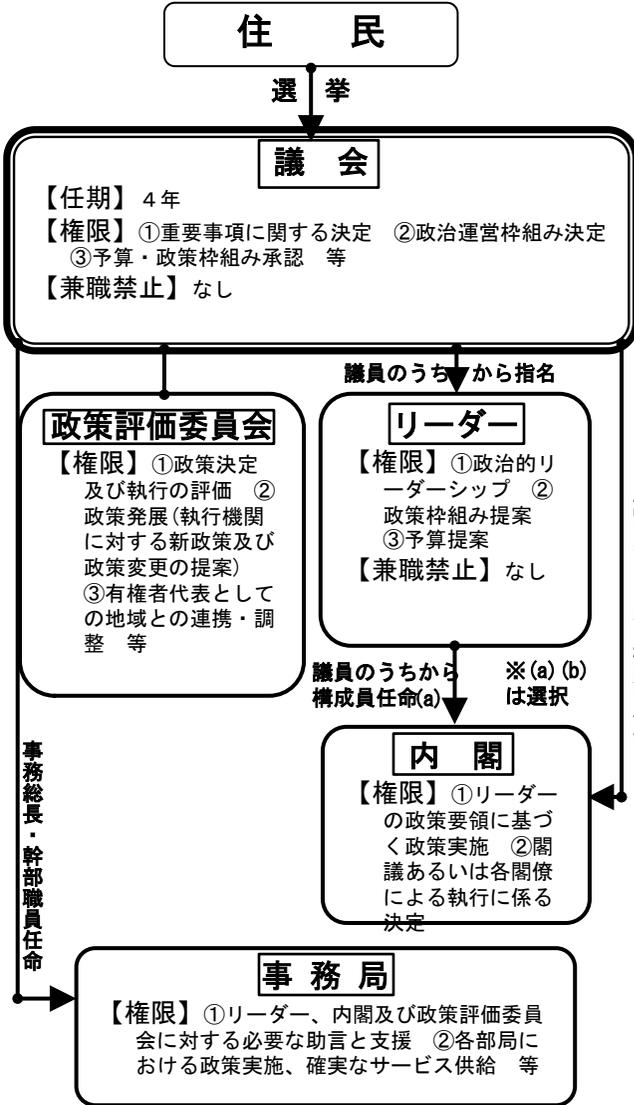
【参考】イギリスの「公選首長と内閣制度」

2000年 地方自治法 以前	○ 従来、イギリスの地方自治体は、住民の選挙により選ばれた議員で構成される議会が議決機関のみならず執行機関の機能も併せ持っていた。
導入の経緯	<p>○ 議会の各委員会が執行機関となる議会統治型は、①会議に多大の時間が費やされる等の非効率性、②誰が実質的な決定をしているかわかりにくい等の透明性の欠如が批判されてきた。</p> <p>○ 2000年地方自治法では、3つのスタイルの執行機関の編成が規定され(①リーダーと内閣制度、②公選首長と内閣制度、③公選首長とカウンシルマネージャー制度(2007年地方自治法で廃止))、イングランド及びウェールズの地方自治体はいずれかを選択しなければならないとされた。 なお、人口8万5千人未満の二層制が適用されている地域のディストリクト又は住民投票が否決された場合で政府に認められた場合に限り、引き続き、④委員会制度を採用することも可能とされた。</p> <p>○ 自治体全域の住民の信任を得た公選首長は、強力なリーダーシップの下に自治体全域にわたる政策を推進できると期待されている。</p>
導入の 手続・状況	<p>○ 2006年5月現在で、①リーダーと内閣制度:314団体、②公選首長と内閣制度:12団体、③公選首長とカウンシルマネージャー制度:1団体、④委員会制度:59団体である。</p> <p>○ 公選首長の導入には、当初、議会の議決又は有権者の5%以上の請願を受けて住民投票を実施し、過半数の賛成を得ることが必要であった。 現在では、議会の議決により直ちに公選首長を導入できるとされている。</p>
課題	○ 公選首長と議会多数派との政治党派のねじれが生じる可能性がある。

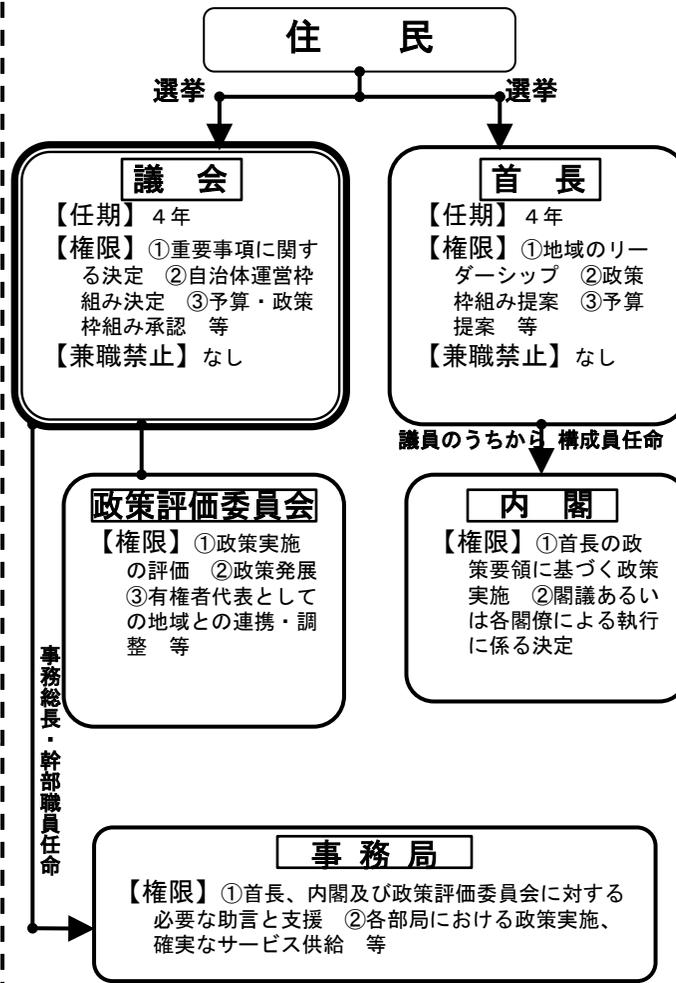
※ 前頁、本頁は、自治体国際化協会「イギリスの地方自治」(2003. 1)、田村秀「イギリスにおける地方自治関係法令のあらましについて」(2007.3)、自治体国際化協会「英国の地方自治(概要版)」(2009年改訂版)を参照し作成

イギリス

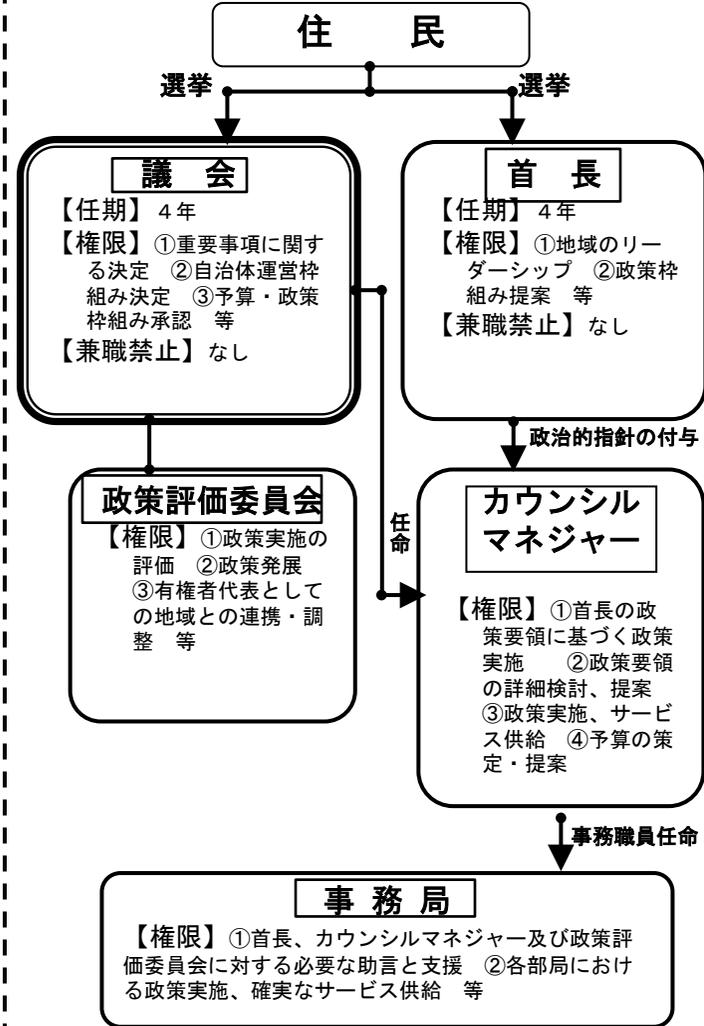
① リーダーと内閣制度



② 公選首長と内閣制度



③ 公選首長とカウンシルマネージャー制度 (※ 2007年地方自治法で廃止)

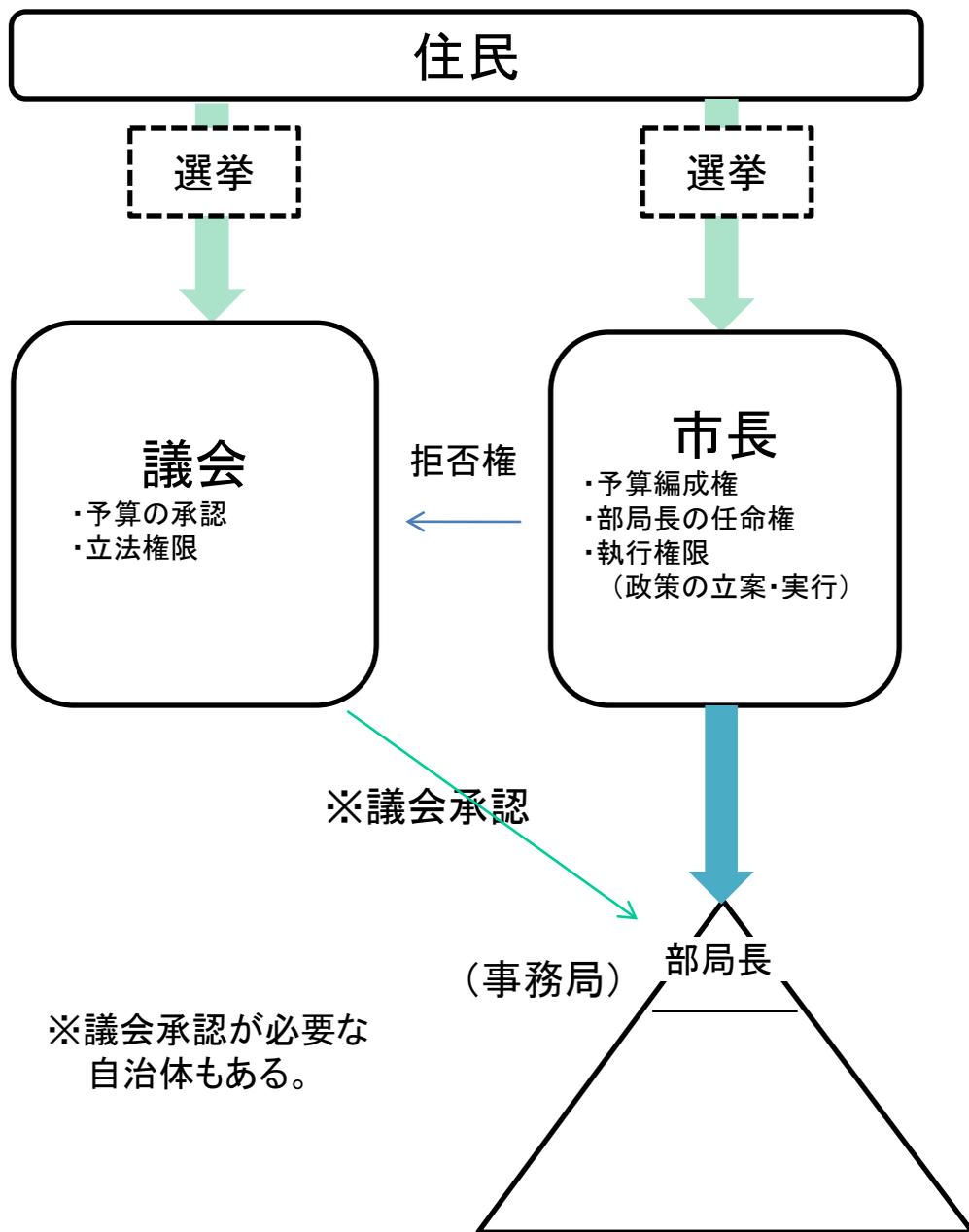


(注1)：「2000年地方自治法」(イングランド及びウェールズ地方に適用)で、従来型の議会全体で行ってきた政策決定とその評価に係る責任の所在を、政策決定に責任を持たせるエグゼクティブ(内閣構成議員)と政策評価を担当するバックベンチャー(一般議員)に明確に区分する3つの地方自治体構造モデルを示し、すべての地方公共団体(人口85,000人未満の小規模自治体は除く。)にこのいずれかを選択することを義務付けた。

(注2)：人口85,000人未満の地方公共団体等は、上記3類型に加えて従前の委員会制も選択可能。

(注3)：イングランドとウェールズの6大都市圏及び各カウンティに公安委員会が設置されている。

② アメリカの「市長－議会型（強市長制）」



【選挙制度】 二元代表制

- ・ 基本的に市長は住民の選挙により直接選ばれる。
(任期は通常4年)。

【市長の役割】 執行権限を持つ

- ・ 基本的に市長は、行政府の長として、予算編成権や部局長の任命権※など、行政府に対して大きな影響力を持っている。

※ 議会承認が必要な自治体もある。

【議会の役割】 立法権限・市長コントロールの役割を持つ

- ・ 基本的に立法権限のほか、予算の承認など、行政府の長である市長の権限や政策に対して、チェック・アンド・バランスの機能を果たしている。

【市長と議会の関係】 市長が拒否権を持つ

- ・ 基本的に市長は議会に対して拒否権※を持つ。

※ 特別多数(議員定数の3分の2)の議決により覆される可能性がある。

【参考】アメリカの「市長－議会型」

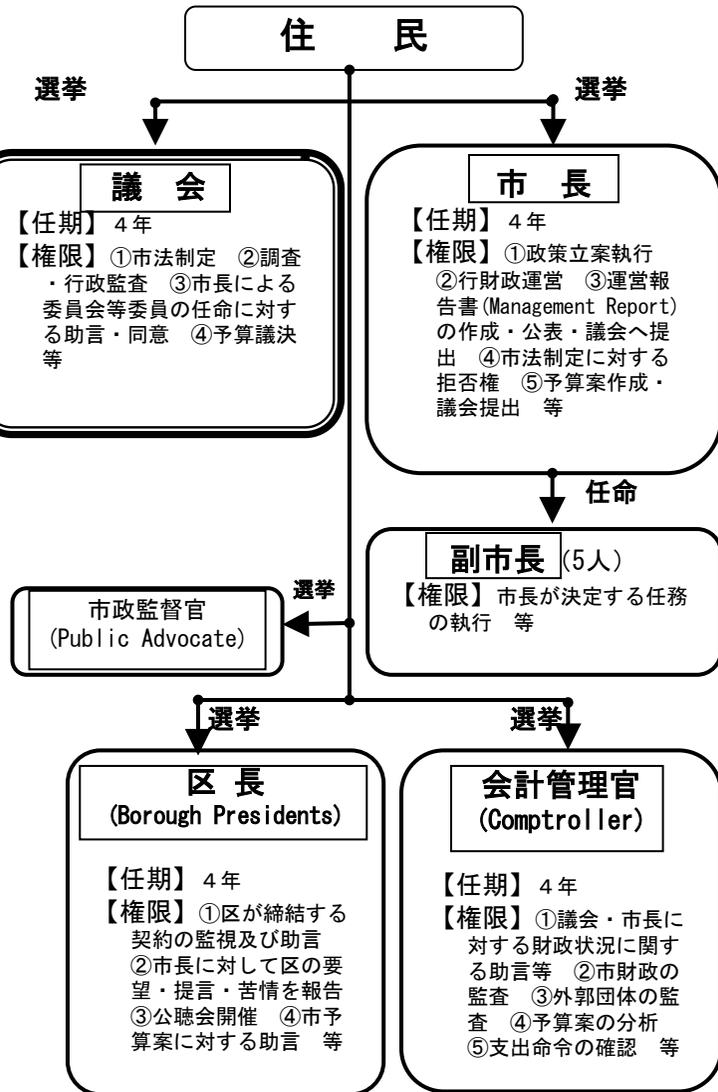
採用する市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2500人以上の地方自治体の4割以上が市長－議会型を採用している(ICMA調査、2001年)。 ○ 大都市では、基本的に政治的な強いリーダーシップが求められるため、採用される傾向にあり、人口25万人以上の都市の約6割がこの組織体制である。
議会－支配人型における支配人の権限との相違	<ul style="list-style-type: none"> ○ 議会－支配人型における支配人も、市長－議会型の強市長と同様、予算編成権や部局長の任命権など、行政府の長として必要な権限を有するが、議会に対する拒否権を持たない。 (支配人は、議会に任命され、議会に対して責任を負う。)
市長の排除の方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市長－議会型(強市長制)では、基本的に住民の解職請求が認められる。 (支配人の場合、議会に任命される一方、議会の多数決により排除されるのと対照をなす。)
首席任命行政官(CAO)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市長－議会型の地方自治体の約6割が首席任命行政官を置いている(ICMA調査、2001年)。職務内容は様ではなく、地方自治体ごとに異なる。 (議会－支配人型の場合、支配人を置くようデザインされているのと対照をなす。) ○ 市長－議会型の地方自治体の16%が、市長の首席任命行政官に対する任命に議会の承認が不要であるとしている(ICMA調査、2002年)。

※ 前頁、本頁は、自治体国際化協会「米国の地方自治体における組織体制と人事制度」(2006. 9)、自治体国際化協会「米国の州議会の概要」(2007.2)を参照し作成

アメリカ

① 市長－議会型

(ニューヨーク州ニューヨーク市の例)

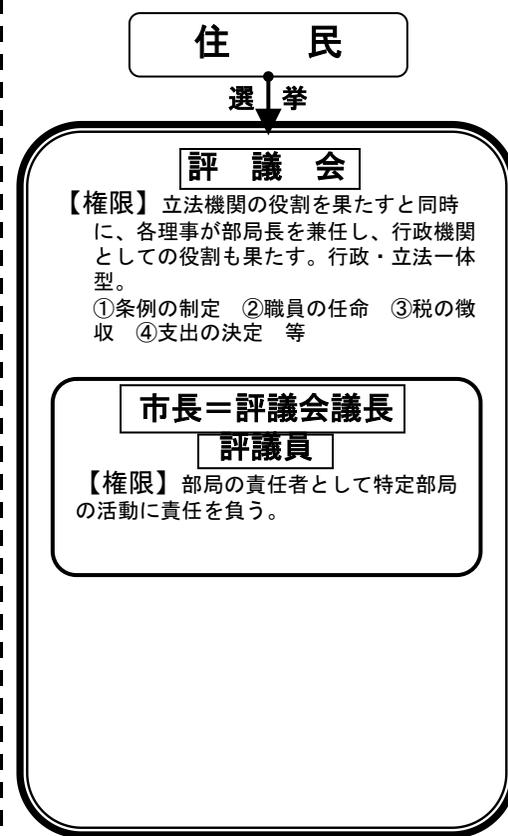


② 議会－支配人型

(ヴァージニア州スタントン市の例)



③ 評議会型



議員のうちから選挙

(注1) : 2500人以上の地方自治体の①は4割以上、②は約58%、③は約1%。

(注2) : ①の類型は、市長が優位に立つ「強市長・議会型」と、議会が優位に立つ「弱市長・議会型」とに分類できる。「強市長・議会型」は、市長が予算及び各事業の執行など幅広い権限を持ち、行政の全責任を負い、拒否権の行使等により立法過程にも関与できるもの。「弱市長・議会型」は、主要な行政官が議会の指名や公選によるなど、市長の行政権限が限定されているもの。

(注3) : 行政委員会として、例えばニューヨーク州下の市町村では、都市計画委員会、人権委員会、麻薬利用防止委員会、環境保護委員会、住宅委員会、障害者委員会等が存在する。

(注4) : ②の類型には、直接公選の首長が置かれるものもある。

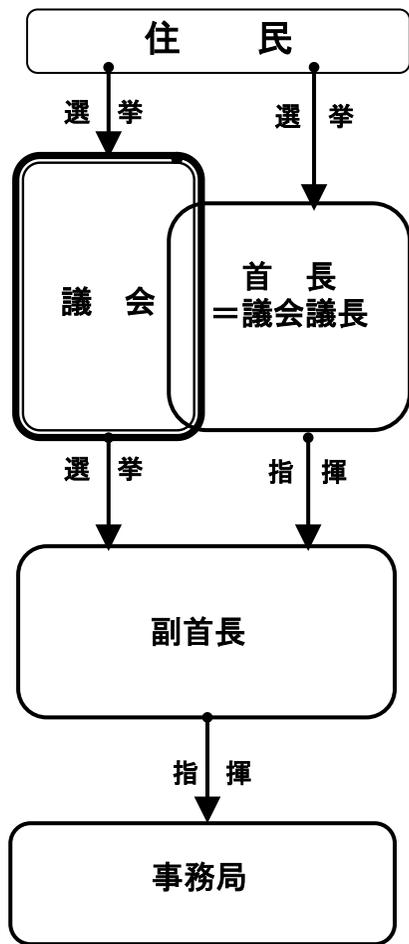
マサチューセッツ州一般法の定める都市憲章の行政府形態
【General Laws of Massachusetts CHAPTER 43. CITY CHARTERS】

原文	和訳
PLAN A. GOVERNMENT BY MAYOR AND CITY COUNCIL ELECTED AT LARGE.	A方式 市長及び全市選出の市議会による行政府 【Section 46-55】 ※予備選無し
PLAN B. GOVERNMENT BY MAYOR AND COUNCIL ELECTED BY DISTRICTS AND AT LARGE.	B方式 市長並びに選挙区及び全市選出の市議会による行政府 【Section 56-63】
PLAN C. COMMISSION FORM OF GOVERNMENT.	C方式 委員会形態による行政府 【Section 64-78】
PLAN D. MAYOR, CITY COUNCIL AND CITY MANAGER.	D方式 市長、市議会及び市支配人によるもの 【Section 79-92A】
PLAN E. GOVERNMENT BY A CITY COUNCIL INCLUDING A MAYOR ELECTED FROM ITS NUMBER, AND A CITY MANAGER, WITH ALL ELECTIVE BODIES ELECTED AT LARGE BY PROPORTIONAL REPRESENTATION.	E方式 比例代表制によりすべての選挙主体を全市より選出 する、市長をその定数に含む市議会及び市支配人による行政府 【Section 93-116】
PLAN F. GOVERNMENT BY MAYOR AND COUNCIL ELECTED BY WARDS AND AT LARGE, AND NOMINATED AT PARTY PRIMARIES.	F方式 市長並びに選挙区及び全市選出の市議会（政党予備 選挙において指名）による行政府 【Section 117-127】

ドイツ

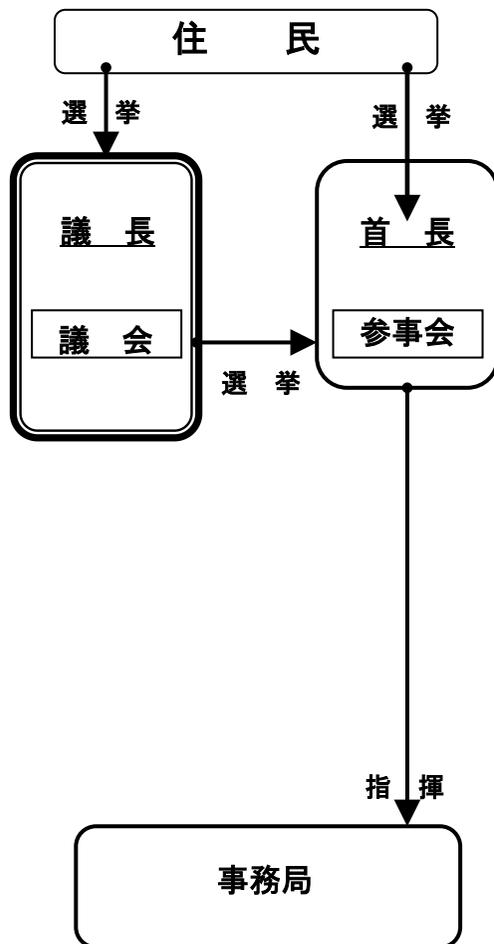
① 南ドイツ市長制

(バーデン＝ヴュルテンベルク州の例)



② 参事会制

(ヘッセン州の例)



③ 北ドイツ議会制

(ノルトライン＝ヴェストファーレン州の例)

